

## (様式4-2)

## 1. プロポーザル実施要領 質問・回答書

質問番号	区分	資料番号	質問	回答
1	実施要領	1 P.7	技術者の工事実績について、従事期間に関する記載がありませんが、当該工事に少しでも従事していれば、実績として認められると考えてよろしいでしょうか？	従事期間は問いません。
2	実施要領	1 P.7	実施要領の9.参加資格(3)代表構成員の参加資格要件⑤「本工事を契約する場合」に記載されている監理技術者の申請書の提出は、12/22の申請書提出までに必要でしょうか？必要ない場合は、いつ提出が必要ですか？	本工事の契約時に提出となります。 ただし、技術提案書類の提出時に様式5-3-2施工管理段階の実施体制にて配置予定の監理技術者を記載していただくことになります。
3	実施要領	1 P.7	実施要領P7(I.9.参加資格(3)代表構成員の参加資格要件⑤)に記載の監理技術者要件と(様式2-2-1)代表構成員の管理技術者の施工実績要件の双方を満たせば、監理技術者と管理技術者を同一人物で申請する事は可能でしょうか？	可能です。
4	実施要領	1 P.7	現場代理人と管理技術者は兼ねることが可能でしょうか？	可能です。
5	実施要領	1 P.7	実施要領P7(I.9.参加資格(3)代表構成員の参加資格要件③及び⑤)に記載の橋梁上部工事、橋梁下部工事は、歩道・車道の区別は無いという理解でよろしいでしょうか？	実施要領P7(I.9.参加資格(3)代表構成員の参加資格要件③及び⑤)に記載の橋梁上部工事、橋梁下部工事は、歩道・車道の区別はありません。
6	実施要領	1 P.7	実施要領P7(I.9.参加資格(4)第2構成員の要件⑤及び(5)第3構成員の要件④)記載の担当技術者は、専任でなくともよろしいでしょうか。もしくは同等の資格を持つものであれば技術協力業務期間中の交代は認められますでしょうか？	専任でなくてもよいが、原則として交代は認めません。
7	実施要領	1 P.8	実施要領のII.参加表明 1.参加資格審査(3)提出書類⑩構成員の担当技術者等の一覧に記載する技術者は、代表構成員の人員も記載が必要ですか？また、各社何名迄記載出来ますか？	技術協力業務の実施体制として、代表構成員に第2、第3構成員を含めて配置できるすべての担当技術者を記載してください。 各社の配置人数に制限はありませんが、実際に業務を遂行する技術者を記載ください。
8	実施要領	1 P.9	参加資格審査を通ったあと提示される資料の中には、施工計画がわかる資料は含まれているか。	提示資料は下記となるが、現在検討中のものであり、今後変更の可能性がある旨留意してください。 ①計画平面図・標準横断図 ②橋梁一般図(計画平面図・横断図) ③地下埋設図 ④地質試験結果(ボーリングデータ) ⑤施工計画概要(想定施工ステップ)
9	実施要領	1 P.11	実施要領書P.11記載の『VII.ヒアリングについて (4)②質疑に対する応答は、配置予定の管理技術者が行うこと。』とありますが、他の出席者からの説明等は一切認められないということでしょうか。ご教示願います。	管理技術者以外の出席者からの説明等については、評価の対象としません。
10	実施要領	1 P.13	実施要領P13(IX.9.公表、展示)について、技術提案書類等を公表する場合には、事前に参加者の承諾を得るようにしていただけますでしょうか。	本プロポーザルで提出された技術提案書類等については、原則として参加者の承諾を得ずに市が公表できるものとします。 ただし、技術提案書の様式5-4-1、様式5-4-2、様式5-4-3についてはこの限りでないため、公表に際し承諾が必要な場合は、様式ごとにその旨を記載してください。

## (様式4-2)

## 1. プロポーザル実施要領 質問・回答書

質問番号	区分	資料番号	質問	回答
1	実施要領	1 作成要領 P.2	同種工事Bの橋長110mについて、例えば橋長150mの橋が2工区に分かれて発注され、そのうち1工区75mを施工した場合、施工延長で110mあると判断してもらえるものか。	実際の施工延長の判断となります。 なお、同一橋梁で工区分けがあり、複数工区施工した場合は、合計施工延長で判断します。
2	実施要領	1 作成要領 P.2	工事の施工実績について、その1工事・その2工事の様な随意契約工事(発注者は同じであるが、契約は別)は、それぞれを工事実績として、カウントしていただけるのでしょうか。	契約が1件なら施工実績は1件と判断します。
3	実施要領	1 作成要領 P.2、3、5、6	加算評価の対象となる【同種工事】および【類似工事】については、「平成18年度以降に元請として完成した」という記載がありませんので、平成17年度以前に完成した工事も対象となると考えてよろしいでしょうか？	平成18年度以降に元請として完成した工事が対象です。
4	実施要領	1 作成要領 P.2、3、5、6	加算評価の対象となる【同種工事】および【類似工事】については、現場代理人・監理技術者・主任技術者として従事した経験のみで最大5件を求めることは難しいと思われまので、担当技術者としての従事経験も加算評価の対象とした方がよろしいかと思いますが、いかがでしょうか？	評価方法は、プロポーザル審査委員会の審議を経て決定されたものであり、変更することはできません。そのため、公表資料に記載されている加算対象の条件は緩和致しません。しかし、同種工事・類似工事の施工実績を有する技術者の配置を(様式5-3-1)技術協力業務の実施体制等に記載することで、評価の対象となります。
5	実施要領	1 作成要領 P.2、3、5、6	平成17年度以前の実績等を記載した場合、加算対象となるか。その場合どこに記載すればよいか。	様式2-1、様式2-2-1で記載を求めている企業要件、管理技術者の工事実績の加算対象となりません。 ただし、様式5-3-1または様式5-3-2に記載いただくことにより、実施体制の評価につながる可能性があります。
6	実施要領	1 作成要領 P.2、3	12月8日の事前説明会の質疑回答の中で、「コリズが別々の工事でも当初の契約が1本のものを年度毎に分けて発注した工事は1つの工事として加算評価します」とありましたが、同じ事業エリア内の工事であっても当初の基本契約が無く、発注の準備が整った部分から順番にそれぞれ一般競争入札を行って発注された工事については、契約が別々なので別々の工事として加算評価されると考えてよろしいでしょうか？	契約が1件なら施工実績は1件と判断します。
7	実施要領	1 作成要領 P.2、3	自治体によっては1件の契約を単年度ごとにコリズ登録する場合があるが、その場合単年度ごとに1本の工事と判断してよいか。	契約が1件なら施工実績は1件と判断します。
8	実施要領	1 作成要領 P.2、3	鉄道高架橋工事は橋梁下部工事として、認められるのでしょうか。	鉄道高架工事の下部工事についても工事Aの実績と認めます。
9	実施要領	1 作成要領 P.3	「⑩構成員の担当技術者の一覧(様式3)」とありますが、この様式には代表構成員の管理技術者(1名)と、その他の構成員の担当技術者(各1名)を記載すればよろしいでしょうか？それとも、参加資格要件となっている技術者以外の従事技術者も含めて本業務に関わる可能性のある技術者をすべて記載すればよろしいでしょうか？	技術協力業務の実施体制として、代表構成員に第2、第3構成員を含めて配置できるすべての担当技術者を記載してください。 各社の配置人数に制限はありませんが、実際に業務を遂行する技術者を記載ください。
10	実施要領	1 作成要領 P.3	様式3は管理技術者のみ記入するのか。それとも体制全体を記入するのか。	技術協力業務の実施体制として、代表構成員に第2、第3構成員を含めて配置できるすべての担当技術者を記載してください。 各社の配置人数に制限はありませんが、実際に業務を遂行する技術者を記載ください。

質問番号	区分	資料番号	質問	回答
11	実施要領	1 作成要領 P.3、5	(10の回答をうけて)様式3の提出期限の方が様式5-3-1より早い場合、様式3提出時点から様式5-3-1提出時点にかけて変更したいと考えた場合どうしたらよいか。	技術提案書類の提出段階で実施体制を見直すことも考えられるため、参加申込書類として提出する様式3と技術提案書類として提出する様式5-3-1に技術者の変更があっても構いません。(参加要件となる代表構成員の管理技術者、第2、第3構成員の担当技術者を含む。)また、代表構成員の管理技術者及び第2、第3構成員の担当技術者について、参加申込時点における技術者を技術提案書類の提出時に変更したい場合、同条件の技術者であれば、その変更と認めます。ただし、技術提案書類の提出時以降の技術者の変更は認めません。様式3は参加資格の確認、様式5-3-1は評価の対象とします。
12	実施要領	1 作成要領 P.3	管理技術者として複数人を配置することは可能でしょうか？(ヒアリング審査は代表者が参加)また、それが可能な場合、加点評価の対象となる【同種工事】および【類似工事】は、複数人の施工実績をすべて足し合わせて件数を加算して評価されますでしょうか？	技術協力業務に配置する管理技術者は1名です。技術協力業務の実施体制において、チームに配置する担当技術者の実績や体制は評価の対象になりえます。
13	実施要領	1 作成要領 P.4	作成要領P.4記載の『1. (4) 作成した企業等が類推できるような記述、ロゴ等の挿入も禁止する』とあります。施工実績の記述において写真等での説明が不可避である場合では、社名は伏せても施工者が特定されるものがあります。このような記述も禁止対象となりますか。ご教示願います。	公正公平な技術評価を行うため、企業名やロゴ等については、写真・動画を含め、全ての提出書類から消してください。
14	実施要領	1 作成要領 P.4	「②技術協力業務の実施方法」の提出頁数が2頁以内とされていますが、様式5-2の枠外に「A3判片面5枚とすること。」と記載されています。どちらの頁数が正しいでしょうか？	「A-3判片面2枚とすること。」を正とします。様式5-2の枠外に記載してある枚数を5枚→2枚へ修正します。(広告資料についても修正します。)
15	実施要領	1 作成要領 P.4	作成要領P.4記載の『様式5-2、頁数 2頁以内』と、公告資料『16.様式5_技術提案書(エクセルデータ)の様式5-2、下段表記のA3判片面5枚とすること』で枚数制限が異なります。正しい枚数制限をご教示願います。	「A-3判片面2枚とすること。」を正とします。様式5-2を5枚→2枚へ修正します。(広告資料についても修正します。)
16	実施要領	1 作成要領 P.4	「⑨技術提案内容(補足説明資料)」の提出頁数が10頁以内とされていますが、様式5-4-1～様式5-4-3のそれぞれについて10頁以内ということでしょうか？それとも、様式5-4-1～様式5-4-3の補足資料を合わせて10頁以内ということでしょうか？	補足説明資料は様式5-4-1、様式5-4-2、様式5-4-3の3種類合計でA3判片面10枚以内とします。
17	実施要領	1 作成要領 P.4	作成要領P.4記載の『(補足説明資料) 片面10枚以内』と、公告資料『16.様式5_技術提案書(エクセルデータ)の様式5-4-1、様式5-4-2、様式5-4-3、下段表記の(A3判片面で10枚以内)』とあります。補足説明資料は5-4-1,5-4-2,5-4-3の3種類合計でA3判片面10枚以内との理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。	補足説明資料は様式5-4-1、様式5-4-2、様式5-4-3の3種類合計でA3判片面10枚以内とします。
18	実施要領	1 作成要領 P.5	提出資料に動画を入れてもよいか。	技術提案書類の記載内容と同一のパワーポイントや動画を記録した電磁記録媒体(DVD-R/RW)による提案を認めます。技術提案書の提出時の書類等一覧に、電磁記録媒体(DVD-R/RW)を追記し、形式については以下の通りとします。 ・静止画のファイル形式は、JPEG又はPNGとすること。 ・動画のファイル形式は原則MPEG-4とすること。 ・VRなどの任意に視点を変えて閲覧できるデータについては、Windows10のパソコンで起動が可能な閲覧専用アプリケーションとデータを併せて提出すること。(※閲覧専用アプリケーションの使用において、市に負担が発生するものは認めない。)

質問番号	区分	資料番号	質問	回答
19	実施要領	1 作成要領 P.5	指定の書式資料一式(補足説明資料含む)のほか、説明用のパワーポイントや動画を記録した電磁記録媒体とすることは禁止事項に該当しますか。 ご教示願います。	技術提案書類の記載内容と同一のパワーポイントや動画を記録した電磁記録媒体(DVD-R/RW)による提案を認めます。技術提案書の提出時の書類等一覧に、電磁記録媒体(DVD-R/RW)を追記し、形式については以下の通りとします。 ・静止画のファイル形式は、JPEG又はPNGとすること。 ・動画のファイル形式は原則MPEG-4とすること。 ・VRなどの任意に視点を変えて閲覧できるデータについては、Windows10のパソコンで起動が可能な閲覧専用アプリケーションとデータを併せて提出すること。(※閲覧専用アプリケーションの使用において、市に負担が発生するものは認めない。)
20	実施要領	1 作成要領 P.5	ヒアリングにおいては、指定の書式資料一式(補足説明資料含む)の他、電磁記録媒体に記録したおパワーポイントや動画を用いての応答は可能でしょうか。 ご教示願います。	上記質問番号19の回答を踏まえ、提出済書類を用いての応答は可とします。
21	実施要領	1 作成要領 P.5	提案内容に概算費用やコスト削減を記載しなくてよいか。	仕様書に基づき、技術協力業務の中で検討が必要となるが、技術提案書類等の提出段階では必須ではありません。ただし、概算工事費に対してのコスト削減策等の提案は評価の対象になりえます。
22	実施要領	1 作成要領 P.6	作成要領の様式5-3-3に四日市市内の建設事業者の活用方法について、直接的な経済効果を数値化するため、コンクリートや鋼材の量を概算でもいいので公表できないか。	詳細設計はこれからなので、数量の公表は行いません。参加資格結果通知後に配布する図面等資料を参考にしてください。
23	実施要領	1 作成要領 P.6	様式5-3-3に記載する市内建設業者への直接的な経済効果の数値については金額ではなく割合でも問題ないか。	割合に加え概算金額も記載いただいた方が具体性があり、わかりやすいが、記載方法に決まりはありません。

## (様式4-2)

## 1. プロポーザル実施要領 質問・回答書

質問番号	区分	資料番号	質問	回答
1	実施要領	1 審査要領・ 評価基準 P.3	様式2-1および様式2-2について、参加資格要件としての「施工実績」と加点要件である「最大5件まで記載可能な実績」の配点内訳はどのようになりますでしょうか？	参加資格要件に配点はありません。 各工事実績は、同種工事と類似工事合わせて最大5件です。 (様式2-1-1)代表構成員の施工実績A (様式2-1-2)代表構成員の施工実績B (様式2-1-3)代表構成員の施工実績C 同種工事 2点/件 類似工事 1点/件 工事A最大5件、工事B最大5件、工事C最大5件ずつの最大15件で評価します。 (様式2-2-1)代表構成員の管理技術者の施工実績 同種工事 4点/件 類似工事 2点/件 最大5件で評価します。 (広告資料についても修正します。)
2	実施要領	1 審査要領・ 評価基準 P.3	実施要領のII.参加表明 1.参加資格審査(3)提出書類⑧代表構成員の施工実績の評価について、作成要領P.2に最大5件まで様式に記載することにより加点点数(評価点30点)するとありますが、工事A、B、Cでの同種工事、類似工事の加点点数をご教示下さい。	同種工事 2点/件 類似工事 1点/件 工事A、工事B、工事Cについて、配点の重みは同一です。
3	実施要領	1 審査要領・ 評価基準 P.3	上記の件で、同種工事Aと類似工事Aと併せて最大5件の記載が出来るのでしょうか？それとも同種工事Aで5件、類似工事Aで5件の記載が出来るのでしょうか？また、B、Cについても同様に考えればよろしいでしょうか？	工事A最大5件、工事B最大5件、工事C最大5件ずつの最大15件で評価します。
4	実施要領	1 審査要領・ 評価基準 P.3	評価基準について、「同種・類似業務実績」の評価点30点(配点基準)の内訳をご教示願いますでしょうか。	同種工事 2点/件 類似工事 1点/件 工事A最大5件、工事B最大5件、工事C最大5件ずつの最大15件で評価します。
5	実施要領	1 審査要領・ 評価基準 P.3	(様式2-2-1)作成要領に謳われている管理技術者の施工実績に記載出来る同種工事と類似工事は併せて最大5件の記載が出来るのでしょうか？それとも同種工事Aで5件、類似工事で5件の記載が出来るのでしょうか？また、同種工事、類似工事の加点点数をご教示下さい。(評価点20点)	同種工事 4点/件 類似工事 2点/件 同種工事と類似工事を合わせて最大5件で評価します。
6	実施要領	1 審査要領・ 評価基準 P.3	管理技術者の加点について、件数で評価するのか。それとも規模や内容を加味して評価するのか。	配点は同種工事が類似工事かによってのみ変わります。内容については工事の区分に合致するかの判断材料とします。 同種工事 4点/件 類似工事 2点/件 同種工事と類似工事を合わせて最大5件で評価します。
7	実施要領	1 審査要領・ 評価基準 P.3～5	評価の配点表はどこに公表されていたか。	公表後に公表データを差し替えさせていただいた。公表時に掲載漏れがあったが、現時点では追加掲載済です。 なお、修正箇所はホームページにも掲載済です。 加えて、様式9-1も修正しているので、併せて確認願います。
8	実施要領	1 審査要領・ 評価基準 P.3～5	配点割合表の提出書類の中に参考見積書が記載されていないが、評価の対象外と考えてよいか。	評価対象外です。

(様式4-6)

5. その他 質問・回答書

質問 番号	区分	資料 番号	質 問	回 答
1	その他	6 仕様書 P.2、3	仕様書P2(6.業務委託の内容)と仕様書P3(6.業務の実施に関する留意事項)とで、項目番号が重なっておりますので、後者を、7.業務の実施に関する留意事項と読み替えてよろしいでしょうか。また、以降の番号も1つずつ繰り下げて読み替えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、修正します。
2	その他		技術協力業務の優先線交渉権者に選定された場合でも、国直轄事業のバス四日市整備への参加は可能と考えて宜しいでしょうか。	本市からの回答はできません。